政令第百五十四号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条並びに附則第三条から第十一条まで、第二十二条、第二十八条及び第三十条の規定の施行期日は、令和二年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十五号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十六条第一項、第三十九条第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第五十一条の十九第一項、第六十四条の四、第六十七条の二第三項及び第七十五条第一項並びに原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

第十九条第一項に次の一号を加える。

九　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第十九条第三項中「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に改める。

第二十条の五に次の一号を加える。

十一　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十七条に次の一号を加える。

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第四十一条の見出し中「施設検査等」を「使用前検査等」に改める。

第五十八条第二号中「第六十八条第四項」を「第六十八条第三項」に改める。

第六十条の見出しを「（原子力検査官の定数及び資格）」に改め、同条第一項中「原子力施設検査官」を「原子力検査官」に、「二百八十二人」を「、五百六十一人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　原子力検査官は、次に掲げる事項について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

一　製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及び核原料物質を使用する者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）

二　製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置

三　製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設の構造及び性能

第六十条第三項から第六項までを削る。

第六十一条中「第六十八条第九項」を「第六十八条第八項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

第六十五条第一項中「第七十五条第一項」の下に「（第八号を除く。）」を加え、「（次項に規定する溶接検査に係るものを除く。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　法第七十五条第一項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、九百四十一万千四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする。

第六十五条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一の九の項中「第十六条の三第一項の使用前検査」を「第十六条の三第三項の確認」に改め、同表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の二十一の項中「第二十八条第一項の使用前検査」を「第二十八条第三項の確認」に改め、同項イからハまでの規定中「使用前検査」を「確認」に改め、同項を同表の二十の項とし、同表中二十二の項を削り、二十三の項を二十一の項とし、二十四の項から三十一の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の三十二の項イ及びロ中「工事」を「設計及び工事」に改め、同項を同表の三十の項とし、同項の次に次の一項を加える。